

北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次
ページ

告示

○平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(経済部所管分 その三)	(経済部総務課)	一一六
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正	(経済部総務課)	一一六
○大規模小売店舗立地法第六条第一項(変更)の届出	(地域産業課)	一一七
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(土地改良指導課)	一一八
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	一一八
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	一一八
○道路の区域の変更	(道路整備課)	一一八
○道路の区域の変更及び供用の開始	(道路整備課)	一一九
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可	(河川課)	一一九
○釧路広域連合の設立	(市町村課)	一一九
○公募型プロポーザルの実施	(廃棄物対策課)	一二九
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了		一二二
○札幌医科大学告示		一二二
○一般競争入札の実施		一二二
○道立江差病院告示		一二三
○一般競争入札の資格に関する公示		一二三
○一般競争入札の実施		一二四
○道立寿都病院告示		一二五
○一般競争入札の資格に関する公示		一二五
○一般競争入札の実施		一二六
○道立紋別病院告示		一二六
○一般競争入札の資格に関する公示		一二七
○一般競争入札の実施		一二七
○道立北見病院告示		一二七

○一般競争入札の資格に関する公示	一二八
○一般競争入札の実施	一二九
○道立羽幌病院告示	一二九
○一般競争入札の資格に関する公示	一三〇
○一般競争入札の実施	一三一

道立釧路病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示	一三二
○一般競争入札の実施	一三三

道立苫小牧病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示	一三四
○一般競争入札の実施	一三五

道立緑ヶ丘病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示	一三六
○一般競争入札の実施	一三七

道立向陽ヶ丘病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示	一三八
○一般競争入札の実施	一三九

道網走土木現業所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示	一四〇
-------------------	-----

道釧路土木現業所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示(三件)	一四〇
-----------------------	-----

道立北方建築総合研究所告示

○特定調達契約に係る入札の公告	一四一
-----------------	-----

道教育庁宗谷教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示	一四二
-------------------	-----

道立教育研究所告示

○一般競争入札の実施	一四三
------------	-----

道選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(平成十四年六月分)	一四四
○政治団体の届出事項の異動届出(平成十四年六月分)	一四五
○政治団体の解散の届出(平成十四年六月分)	一四六
○資金管理団体の指定の届出(平成十四年六月分)	一四六
○資金管理団体の指定取消しの届出(平成十四年六月分)	一四六
○政党支部の届出(平成十四年六月分)	一四六

告

示

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成14年 8 月23日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1393号

(経済部所管分 その3)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
新規高卒未就業者能力開発支援事業 新規高卒未就業者の就職の促進を図るため、予算の範囲内で助成する。	次の各号のいずれにも該当する者 (1) 平成14年3月に北海道内の高等学校を卒業した者であること。 (2) 公共職業安定所に引き続き求職登録をしている者であること。 (3) 平成14年8月以降に知事が別に指定する教育訓練を受講・修了し、資格検定試験に合格した者であること。	知事が別に指定する教育訓練の受講に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 入学科 (2) 受講料 (受講に必要な教科書代等を含む。)	2分の1以内 (10万円を限度とする。)	経済第68号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 支庁	実績報告は要しない。

北海道告示第1394号

昭和49年北海道告示第808号 (北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式) の一部を次のように改正する。

平成14年 8 月23日

経済第67号様式の次に、次の1様式を加える。

北海道知事 堀 達 也

経済第68号様式

新規高卒未就業者能力開発支援助成金支給申請書

平成 年 月 日

北海道

支庁長 様

次のとおり新規高卒未就業者能力開発支援助成金の支給を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

住 所
(ふりがな)
申請者 氏 名
電話番号

住 所

保護者 (ふりがな)
氏 名
(申請者との続柄)
電話番号

指定教育訓練の名称	
教育訓練施設の名称	
受講講 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
資格・検定の名称	
検 定 試 験 日	平成 年 月 日
検 定 試 験 合 格 発 表 日	平成 年 月 日
申 請 額	指定教育訓練経費 A (円) A × 1/2 = 円

振込み希望金融機関

助成金振込先	銀行・金庫	本・支店	当座・普通
金融機関名	口座番号	(ふりがな) 口座名義	

処理欄

領 収 証	☐ 有 ・ ☐ 無	支給決定額	円
修 了 証	☐ 有 ・ ☐ 無		
合 格 証 等	☐ 有 ・ ☐ 無		

- (1) 指定教育訓練経費の領収証
- (2) 指定教育訓練を修了したことを証する書面
- (3) 検定試験に合格したことを証する書面
- 3 処理欄は、支給において記載する。

北海道告示第1395号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年12月24日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着することができると提出すること。平成14年8月23日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

WAO100満ボルト旭川店
旭川市西御料5条1丁目1番5号

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社サンキュー高島屋 代表取締役 柴田清一郎
福井市順化2丁目26番23号

- (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 100満ボルト旭川本店
旭川市西御料5条1丁目57-2、63-1、845

(変更後) WAO100満ボルト旭川店
旭川市西御料5条1丁目1番5号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 有限会社百満ボルト旭川 代表取締役 柴田清一郎
旭川市永山3条8丁目2番6号

(変更後) 有限会社ワオ旭川 代表取締役 柴田清一郎
旭川市西御料5条1丁目1番5号

- (4) 変更の年月日
平成14年8月1日

第1393号

北 海 道 公 報

(5) 変更する理由			
ア 大規模小売店舗の名称			
既存の永山の店と区別するため			
イ 大規模小売店舗の所在地			
住居番号表示変更のため			
ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名			
新会社設立のため			
2 届出年月日			
平成14年 8 月 8 日			
3 届出書等の縦覧			
(1) 縦覧場所			
北海道経済部地域産業課			
北海道上川支庁商工労働観光課			
(2) 縦覧期間			
平成14年 8 月23日 (金) から12月24日 (火) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。)			
(3) 縦覧時間			
午前9時から午後5時15分まで			
北海道告示第1396号			
土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、今金土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。			
平成14年 8 月23日			
就退 任の 別	就退任年月日	理事・ 監事の 別	氏 名 住 宅 達 也 所
就任	平成14. 7. 31	監 事	三上 善一 瀬棚郡今金町字金原239番地の1
同	同	同	大口 良之 同 北檜山町字愛知502番地の1
同	同	同	斉藤 孝俊 同 今金町字稲穂112番地の6
退任	同	同	三上 善一 同 今金町字金原239番地の1
同	14. 7. 30	同	今金町字愛知502番地の1
同	同	同	大口 良之 同 北檜山町字愛知502番地の1
同	同	同	斉藤 孝俊 同 今金町字稲穂112番地の6

北海道告示第1397号			
次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。			
その関係書類は、平成14年 8 月23日から20日間、一般の縦覧に供する。			
平成14年 8 月23日			
地 区 名	事 業 の 種 類	北海道知事 堀 達 也	
端 野 第 2	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農道、農業用排水、区画整理、暗きよ、土層改良)	同	北海道網走支庁
田 中	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、農道、区画整理、暗きよ、土層改良)	同	
豊 栄	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農道、区画整理、暗きよ、土層改良)	同	
美 幌 高 岡	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農道、区画整理、暗きよ、土層改良)	同	
北海道告示第1398号			
森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。			
平成14年 8 月23日			
1 解除予定保安林の所在 場所	河東郡鹿追町瓜幕西25線26の35・26の37・27の 3 ・ 27 の 4 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)	北海道知事 堀 達 也	
2 保安林として指定された目的	風害の防備		
3 解 除 の 理 由	農道用地とするため		
〔「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び鹿追町役場に備え置いて縦覧に供する。〕			
北海道告示第1399号			
道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。			
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。			
平成14年 8 月23日			
1 道路の種類	道 道	北海道知事 堀 達 也	

2	路線名	小平幌加内線		
3	道路の区域	区間		
	変更前	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
	後の別	48.21mから 76.61mまで	55.00m	—
	留萌郡小平町字住吉248番 1地先から留萌郡小平町字 住吉248番1地先まで	50.88mから 81.32mまで	55.00m	—

(2) 住	所	札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 代 表 者 の 氏 名	北海道知事 堀 達也	
3 埋 立 区 域	位置	常呂郡佐呂間町字浜佐呂間805—5番地先の公有水面
(1) 位	域	次の①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の
(2) 区	域	地点と⑥の地点を結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
		浜佐呂間漁港基準点 基 2（北緯44度05分23秒 東経143度55分53秒）

①の地点	漁港基準点 基 2 から方向角312度09分16秒の方向28.80mの地点
②の地点	①の地点から方向角308度34分17秒の方向2.01mの地点
③の地点	②の地点から方向角38度36分11秒の方向59.78mの地点
④の地点	③の地点から方向角128度36分12秒の方向17.39mの地点
⑤の地点	④の地点から方向角218度22分45秒の方向1.59mの地点
⑥の地点	⑤の地点から方向角309度15分58秒の方向15.50mの地点

(3) 面積	積	140.14㎡
4 免許年月日及び番号	平成13年9月25日	河川第1482号指令
5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	佐呂間町	

公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定により、平成14年8月12日、釧路市長、釧路町長、阿寒町長、鶴居村長、白糠町長及び音別町長から申請のあった釧路広域連合の設置を許可した。

平成14年8月23日

北海道知事 堀 達也

公表

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成14年8月23日

北海道知事 堀 達也

1 事業概要

北海道告示第1400号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年8月23日

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

北海道告示第1401号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年8月23日

北海道知事 堀 達也

- 1 しゅん功認可の年月日 平成14年8月23日
- 2 しゅん功認可を受けた者 (1) 氏名又は名称 北海道

(1) 事業名 ニコ・ルネッサンスシティ創造事業調査研究業務 (2) 業務内容 「ごみゼロプログラム北海道」における目標の一つである一般廃棄物の排出量を削減するため、商店街を単位として、消費者と事業者双方の視点から、ごみの減量化に関する次の項目について調査研究業務を委託する。 ア 発生・排出抑制、再利用及び再生利用に有効な方策のリストアップ (ア) 先進事例の情報収集及び検討・検証項目の抽出 (イ) モデル事業として実行可能な方策のリストアップ イ リストアップした方策の実現に最適な手法の検討 方策を具体化するための手段、必要な手続、費用等の検討 ウ 方策実施に係る効果の分析 (ア) 効果の数値化（ごみの発生・排出抑制量、再使用量など） (イ) 効果の分析（ごみの減量効果、経済効果、集客効果等） (ウ) 方策の問題点等の検証、支援制度の検討 エ 報告書・データファイル作成 (ア) データ入力、集計及び印刷製本 (イ) データファイル作成（CD-ROM【PDFファイル】） (3) 履行期限 平成15年3月7日（金） 2 参加資格及び選定基準 (1) 企画提案書の提出者に要求する資格 ア 過去3年間（平成11年度から平成13年度まで）に官公庁又は公益法人と本業務に類似する業務の契約及び履行実績がある者であること。 イ 道内に営業又は運営拠点を持つこと。 ウ 道に納付すべき租税に未納がないこと。 エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務要領（平成4年9月11付け局総第461号）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。 (2) 選定基準 ア 業務処理能力 (ア) 情報収集能力・体制 a 業務実施担当職員の業務経歴 b 情報収集体制及び方法 c 情報収集先の程度及び適合性 (イ) 分析・検討能力・体制 a 業務実施担当員の業務経歴 b 分析、検討体制及び方法	イ 企画内容審査 (ア) 方策のリストアップ状況 a リストアップ点数 b 創意工夫性 c 多面性（すべての面のフオーワー性） (イ) 手法の実現性及びコスト性 a 手法の実現性（現実性度及び困難度） b コスト性（ビジネスとして成立するか） c 発生・排出抑制性（ごみの減量化になるか） (ウ) 数値化等検証性及び問題提起性 a 数値の信ぴょう性（精度） b 障害の理解性（解決策含む） c 将来的な展望（将来を見越しているか） (エ) 企画内容全体としての独創性、先進性等 a 独創性 b 先進性 c 発展性 d 向上性 3 手続等 (1) 担当部課 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室廃棄物対策課 電話番号 011－231－4111 内線 24－323 フラクシミリ 011－232－4970 (2) 説明書の交付期間及び場所 平成14年8月23日（金）から29日（木）まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）。 交付場所は、(1)に同じ。 (3) 資格審査申請書の提出期限等 平成14年8月30日（金） 午後5時必着 提出場所は、(1)に同じ。 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。 (4) 企画提案書等の提出期限等 平成14年9月24日（火） 午後5時必着 提出場所は、(1)に同じ。
---	--

持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。 4 その他 (1) 契約書作成の要否 要 (2) 関連情報を入手するための照会先 3(1)に同じ。 (3) その他 詳細は、企画提案説明書による。	
支 庁 告 示	
北海道十勝支庁告示第15号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成14年8月23日 北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 230番1、230番2、230番3、230番4 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 河西郡更別村字更別192番地52 株式会社ライナー・フイ 代表取締役 山内 俊男 3 開発許可年月日及び番号 平成14年5月24日 十建指第14ー4号指令	
札幌医科大学告示	
札幌医科大学告示第24号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年8月23日 札幌医科大学長 秋 野 豊 明 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 自記分光光度計 一式 イ 磁気センサー式3次元空間計測装置 一式 ウ 電気泳動ゲル撮影装置 一式 エ フロアスタンプ型顕微鏡 1台 オ 微量生体試料分析システム 一式	
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 ア 自記分光光度計 平成14年10月25日（金） イ 磁気センサー式3次元空間計測装置 平成14年10月11日（金） ウ 電気泳動ゲル撮影装置 平成14年11月8日（金） エ フロアスタンプ型顕微鏡 平成14年10月11日（金） オ 微量生体試料分析システム 平成14年10月11日（金） (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課入札室 (2) 入 札 日 時 ア 自記分光光度計 平成14年9月5日（木） 午前9時30分 イ 磁気センサー式3次元空間計測装置 同 午前9時40分 ウ 電気泳動ゲル撮影装置 同 午前9時50分 エ フロアスタンプ型顕微鏡 同 午前10時 オ 微量生体試料分析システム 同 午前10時10分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」とい	

釧路江差病院告示

北海道立江差病院告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年8月23日

北海道立江差病院長 鈴 木 隆

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成14年度において北海道立江差病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成14年8月23日に一般競争入札の公告を行う北海道立江差病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）
契約

(2) 資 格 格 北海道立江差病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）の資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 北海道立江差病院の患者等の寝具類

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成14年8月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。

(5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。

(6) 北海道立江差病院の患者等の寝具類を北海道立江差病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。

(7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32

う。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局管財課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成14年9月2日（月）

(2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局管財課

11 そ の 他

(1) 開札の時間において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課
イ 所 在 地 郵便番号 060－8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011－611－2111 内線 2253

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成14年8月23日から29日までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先のいずれかに、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地

北海道立江差病院 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地

北海道保健福祉部道立病院管理室 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先のいずれかに、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立江差病院告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年8月23日 北海道立江差病院長 鈴木 隆

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

北海道立江差病院の患者等の寝具の借入れに係る1組1日当たりの単価及び北海道立江差病院の患者等の病衣の借入れに係る1組1日当たりの単価

イ 数量

調達予定数量 寝具延べ 28,210組

病衣延べ 22,766組

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成14年10月1日から平成15年3月31日まで

(4) 納入場所 北海道立江差病院

2 入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道立江差病院告示第3号に規定する北海道立江差病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地

北海道立江差病院

電話番号 01395-2-0036

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地

北海道立江差病院（郵送による場合は、郵便番号 043-0022 北海道立江差病院）

(2) 入札日時 平成14年9月3日 午後2時（郵送による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)と同じ。

(4) 開札日時 (2)と同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

第1393号

北 海 道 公 報

6 郵便等による入札 (1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。 (2) 電報による入札は認めない。 7 電子入札の可否 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院 (2) 交 付 方 法 (1)の場所であ付する。 9 落札者の決定方法 有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格であるものを落札者とする。 10 契約書作成の要否 11 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立江差病院 イ 所 在 地 郵便番号 043-0022 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地 電話番号 01395-2-0036 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。 道立寿都病院告示	北海道立寿都病院告示第3号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成14年8月23日 北海道立寿都病院長 安 達 博 昭 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成14年度下期において北海道立寿都病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成14年8月23日に一般競争入札の公告を行う北海道立寿都病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務を含む。）契約 (2) 資 格 北海道立寿都病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務を含む。）の資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 北海道立寿都病院の患者等の寝具類 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成14年8月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。 (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。 (6) 北海道立寿都病院の患者等の寝具類を北海道立寿都病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。 (7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
---	--

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成14年8月26日から30日までの間にしなければならない。 (2) 申請の方法 資格審査の申請は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 提出先の名称及び所在地 北海道立寿都病院 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 5 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。 (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。 (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。 北海道立寿都病院告示第4号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	平成14年8月23日 北海道立寿都病院長 安達博昭 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 調達をする物品等の名称 北海道立寿都病院の患者等の寝具の借入れに係る1組1日当たりの単価及び北海道立寿都病院の患者等の病衣の借入れに係る1組1日当たりの単価 イ 数量 調達予定数量 寝具延べ 2,548組 病衣延べ 1,797組 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成14年10月1日から平成15年3月31日まで (4) 納入場所 北海道立寿都病院 2 入札に参加する者に必要な資格 平成14年北海道立寿都病院告示第3号に規定する北海道立寿都病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務を含む。）の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 北海道立寿都病院 電話番号 0136-62-2411 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 (2) 入札日時 平成14年9月3日 午後2時（郵送による場合は、必着） (3) 開札場所 (1)と同じ。 (4) 開札日時 (2)と同じ。 5 入札保証金 入札保証金は、免除する。 6 郵便等による入札 (1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。 (2) 電報による入札は認めない。 7 電子入札の可否 否 8 入札説明書の交付に関する事項
---	---

（1）交 付 場 所 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 北海道立寿都病院 （2）交 付 方 法 （1）の場所で交付する。 9 落札者の決定方法 有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格であるものを落札者とする。 10 契約書作成の要否 11 そ の 他 （1）開札の時間において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 （2）入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱いは、入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 （3）契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立寿都病院 イ 所 在 地 郵便番号 048－0401 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 電話番号 0136－62－2411 （4）この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 （5）この入札の執行は、公開する。 （6）詳細は、入札説明書による。	
北海道立紋別病院告示第3号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成14年8月23日 北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄 1 資格及び調達をする物品等の種類	

平成14年度において北海道立紋別病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 （1）契 約 平成14年8月23日に一般競争入札の公告を行う北海道立紋別病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。） （2）資 格 北海道立紋別病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）の資格（以下「資格」という。） （3）物 品 等 の 種 類 北海道立紋別病院の患者等の寝具類 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 （1）政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 （2）政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 （3）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 （4）平成14年8月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。 （5）医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。 （6）北海道立紋別病院の患者等の寝具類を北海道立紋別病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。 （7）天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。 3 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。 （1）経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 （2）中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 （1）申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年8月23日から30日までの間にしなけ	
--	--

ればならない。

- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先のいずれかに、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地

北海道立紋別病院 北海道紋別市緑町5丁目6番8号

北海道保健福祉部道立病院管理室 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

- (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先のいずれかに、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

- (2) 有効期間の更新

資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立紋別病院告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年8月23日

1 入札に付する事項

北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

北海道立紋別病院の患者等の寝具の借入れに係る1組1日当たりの単価及び北海道立紋別病院の患者等の病衣の借入れに係る1組1日当たりの単価

イ 数量

調達予定数量 寝具延べ 34.034組
病衣延べ 11,028組

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 平成14年10月1日から平成15年3月31日まで

- (4) 納入場所 北海道立紋別病院

- 2 入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道立紋別病院告示第3号に規定する北海道立紋別病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。

- 3 契約条項を示す場所

北海道紋別市緑町5丁目6番8号

北海道立紋別病院

電話番号 01582-4-3111

- 4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道紋別市緑町5丁目6番8号

北海道立紋別病院 別棟会議室（郵送による場合は、郵便番号094-8709 北海道立紋別病院庶務課）

- (2) 入札日時 平成14年9月6日 午後1時30分（郵送による場合は、必着）

- (3) 開札場所 (1)と同じ。

- (4) 開札日時 (2)と同じ。

- 5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

- 6 郵便等による入札

- (1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。

- (2) 電報による入札は認めない。

- 7 電子入札の可否

否

- 8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道紋別市緑町5丁目6番8号

北海道立紋別病院庶務課

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法 有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格であるものを落札者とする。 10 契約書作成の要否 11 その他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立紋別病院庶務課 イ 所 在 地 北海道紋別市緑町5丁目6番8号 電話番号 01582-4-3111 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	
道立北見病院告示	
北海道立北見病院告示第3号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成14年8月23日 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成14年度において北海道立北見病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。	
(1) 契 約 平成14年8月23日に一般競争入札の公告を行う北海道立北見病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）の契約 (2) 資 格 北海道立北見病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）の資格（以下「資格」という。） (3) 物品等の種類 北海道立北見病院の患者等の寝具類 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成14年8月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。 (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。 (6) 北海道立北見病院の患者等の寝具類を北海道立北見病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。 (7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需規格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年8月23日から29日までの間にしななければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先のいずれかに、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより	北海道立北見病院長 山口 保

行わなければならない。

提出先の名称及び所在地

北海道立北見病院

北海道北見市高栄西町1丁目1番2号

北海道保健福祉部道立病院管理室

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先のいずれかに、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立北見病院告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年8月23日

北海道立北見病院長 山口 保

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

北海道立北見病院の患者等の寝具の借入に係る1組1日当たりの単価及び北海道

立北見病院の患者等の病衣の借入に係る1組1日当たりの単価

イ 数量

調達予定数量

寝具延べ 17,290組

病衣延べ 12,761組

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成14年10月1日から平成15年3月31日まで

(4) 納入場所 北海道立北見病院

2 入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道立北見病院告示第3号に規定する北海道立北見病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道北見市高栄西町1丁目1番2号

北海道立北見病院

電話番号 0157-24-6261

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号

北海道立北見病院（郵送による場合は、郵便番号 090-0058 北海道立北見病院）

(2) 入札日時 平成14年9月3日 午後1時30分（郵送による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)と同じ。

(4) 開札日時 (2)と同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 郵便等による入札

(1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。

(2) 電報による入札は認めない。

7 電子入札の可否

否

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号

北海道立北見病院

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第1項の規定によりその例

によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格であるものを落札者とする。 10 契約書作成の要否 11 その他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立北見病院 イ 所 在 地 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 郵便番号 090－0058 北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 電話番号 0157－24－6261 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	
設立羽幌病院告示	
北海道立羽幌病院告示第3号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成14年8月23日 北海道立羽幌病院長 佐 藤 卓 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成14年度において北海道立羽幌病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成14年8月23日に一般競争入札の公告を行う北海道立羽幌病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）契約	
(2) 資 格 北海道立羽幌病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 北海道立羽幌病院の患者等の寝具類 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成14年8月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。 (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。 (6) 北海道立羽幌病院の患者等の寝具類を北海道立羽幌病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。 (7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年8月23日から30日までの間にしななければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 提出先の名称及び所在地 北海道立羽幌病院 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地	

5 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。 (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。 (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。 北海道立羽幌病院告示第4号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年8月23日 北海道立羽幌病院長 佐 藤 卓 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 調達をする物品等の名称 北海道立羽幌病院の患者等の寝具の借入れに係る1組1日当たりの単価及び北海道立羽幌病院の患者等の病衣の借入れに係る1組1日当たりの単価 イ 数量 調達予定数量 寝具延べ 13,650組 病衣延べ 5,542組	
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成14年10月1日から平成15年3月31日まで (4) 納入場所 北海道立羽幌病院 2 入札に参加する者に必要な資格 平成14年北海道立羽幌病院告示第3号に規定する北海道立羽幌病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院庶務課 電話番号 01646-2-1276 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院1階会議室（郵送による場合は、郵便番号 078-4197 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院庶務課） (2) 入札日時 平成14年9月3日 午後2時（郵送による場合は、必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 入札保証金は、免除する。 6 郵便等による入札 (1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。 (2) 電報による入札は認めない。 7 電子入札の可否 否 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院庶務課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 9 落札者の決定方法 有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209条第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、すべての入札金額（単価）が最低の価格であるものを落札者とする。	

10 契約書作成の要否 11 その他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立羽幌病院 イ 所 在 地 北海道立羽幌町栄町94番地 郵便番号 078－4197 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地 電話番号 01646－2－1276 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開とする。 (6) 詳細は、入札説明書による。		2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成14年8月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。 (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。 (6) 北海道立釧路病院の患者等の寝具類を北海道立釧路病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。 (7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年8月23日から9月3日までの間にしななければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先のいずれかに、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 提出先の名称及び所在地 北海道立釧路病院 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号 北海道保健福祉部道立病院管理室 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由	
北海道立釧路病院告示第3号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成14年8月23日		北海道立釧路病院長 原 田 英 之	
1 資格及び調達をする物品等の種類 平成14年度において北海道立釧路病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成14年8月23日に一般競争入札の公告を行う北海道立釧路病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。） (2) 資 格 北海道立釧路病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）の資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 北海道立釧路病院の患者等の寝具類			

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先のいずれかに、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間
- 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

- 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。
- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立釧路病院告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年8月23日

北海道立釧路病院長 原 田 英 之

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

北海道立釧路病院の患者等の寝具の借入れに係る1組1日当たりの単価及び北海道立釧路病院の患者等の病衣の借入れに係る1組1日当たりの単価

イ 数量

調達予定数量 寝具延べ 10,920組
病衣延べ 9,763組

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 平成14年10月1日から平成15年3月31日まで

- (4) 納入場所 北海道立釧路病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道立釧路病院告示第3号に規定する北海道立釧路病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号

北海道立釧路病院

電話番号 0154-91-2121

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号

北海道立釧路病院 5階会議室（郵送による場合は、郵便番号

085-0805 北海道立釧路病院）

(2) 入札日時 平成14年9月6日 午後2時（郵送による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)と同じ。

(4) 開札日時 (2)と同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 郵便等による入札

(1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。

(2) 電報による入札は認めない。

7 電子入札の可否

否

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号

北海道立釧路病院

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格であるものを落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

<div>(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</div> <div>(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱いは、入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。</div> <div>なお、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。</div> <div>加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。</div> <div>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</div> <div>ア 名 称 北海道立釧路病院</div> <div>イ 所 在 地 郵便番号 085－0805 北海道釧路市桜ヶ岡 1 丁目 4 番26号</div> <div>電話番号 0154－91－2121</div> <div>(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。</div> <div>(5) この入札の執行は、公開する。</div> <div>(6) 詳細は、入札説明書による。</div> <div data-cs="2" data-kind="parent"><div>設立苫小牧病院告示</div></div>	
北海道立苫小牧病院告示第3号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成14年8月23日 北海道立苫小牧病院長 常 松 和 則 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成14年度下期において北海道立苫小牧病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成14年8月23日に一般競争入札の公告を行う北海道立苫小牧病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）契約 (2) 資 格 北海道立苫小牧病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）の資格（以下「資格」という。） (3) 物品等の種類 北海道立苫小牧病院の患者等の寝具類 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。	
(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成14年8月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。 (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。 (6) 北海道立苫小牧病院の患者等の寝具類を北海道立苫小牧病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。 (7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年8月23日から29日までの間にしななければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 提出先の名称及び所在地 北海道立苫小牧病院 北海道苫小牧市双葉町3丁目7番3号 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの	

- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再申請の方法
再申請しようとする者は、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 - (1) 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
 - (2) 有効期間の更新
資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。
- 7 資格の喪失
資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。
 - (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
 - (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立苫小牧病院告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年8月23日

北海道立苫小牧病院院長 常 松 和 則

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア 調達をする物品等の名称
北海道立苫小牧病院の患者等の寝具の借入れに係る1組1日当たりの単価及び北海道立苫小牧病院の患者等の病衣の借入れに係る1組1日当たりの単価
イ 数量
調達予定数量 寝具延べ 8,918組
病衣延べ 6,368組
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 契約期間 平成14年10月1日から平成15年3月31日まで
 - (4) 納入場所 北海道立苫小牧病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成14年北海道立苫小牧病院告示第3号に規定する北海道立苫小牧病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所

- 北海道立苫小牧市双葉町3丁目7番3号
北海道立苫小牧病院
電話番号 0144-34-1651
- 4 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所 北海道立苫小牧市双葉町3丁目7番3号
北海道立苫小牧病院（郵送による場合は、郵便番号 053-0045 北海道立苫小牧病院）
 - (2) 入札日時 平成14年9月5日 午後2時（郵送による場合は、必着）
 - (3) 開札場所 (1)と同じ。
 - (4) 開札日時 (2)と同じ。
- 5 入札保証金
入札保証金は、免除する。
- 6 郵便等による入札
郵便等による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。
- 7 電子入札の可否
否
- 8 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交付場所 北海道立苫小牧市双葉町3丁目7番3号
北海道立苫小牧病院
 - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 9 落札者の決定方法
有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格であるものを落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 その他
(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立苫小牧病院

イ 所 在 地 郵便番号 053-0045 北海道苫小牧市双葉町3丁目7番3号

電話番号 0144-34-1651

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道立緑ヶ丘病院告示

北海道立緑ヶ丘病院告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年8月23日

北海道立緑ヶ丘病院長 伊 藤 勝 三

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成14年度において北海道立緑ヶ丘病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成14年8月23日に一般競争入札の公告を行う北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）契約

(2) 資 格 北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送等を含む。）の資格（以下「資格」という。）

(3) 物品等の種類 北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具類

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成14年8月1日現在において引き続き2年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。

(5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に規定する基準に適合している者であること。

(6) 北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具類を北海道立緑ヶ丘病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。

(7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年8月23日（金）から30日（金）までの任意の日までにしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先のいずれかに、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地

北海道立緑ヶ丘病院

北海道河東郡音更町緑が丘1番地

5 資格審査の再申請

北海道保健福祉部道立病院管理室

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先のいずれかに、当該提出先の指

示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の変更手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立緑ヶ丘病院告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年8月23日

北海道立緑ヶ丘病院長 伊 藤 勝 三

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具の借入れに係る1組1日当たりの単価及び北海道立緑ヶ丘病院の患者等の病衣の借入れに係る1組1日当たりの単価

イ 数量

調達予定数量 寝具延べ 34,762組

病衣延べ 557組

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成14年10月1日から平成15年3月31日まで

(4) 納入場所 北海道立緑ヶ丘病院

2 入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道立緑ヶ丘病院告示第3号に規定する北海道立緑ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道河東郡音更町緑が丘1番地

北海道立緑ヶ丘病院

電話番号 0155－42－3377

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道河東郡音更町緑が丘1番地

北海道立緑ヶ丘病院 2階研修室（郵送による場合は、郵便番号080－0334 北海道立緑ヶ丘病院）

(2) 入札日時 平成14年9月6日 午前11時（郵送による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)と同じ。

(4) 開札日時 (2)と同じ。

5 入札保証金

入札保証金は免除する。

6 郵便等による入札

(1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。

(2) 電報による入札は認めない。

7 電子入札の可否

否

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道河東郡音更町緑が丘1番地

北海道立緑ヶ丘病院 庶務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209条第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格であるものを落札者とする。

10 契約書の作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立緑ヶ丘病院 イ 所 在 地 郵便番号 080—0334 北海道河東郡音更町緑が丘 1 番地 電話番号 0155—42—3377 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開とする。 (6) 詳細は、入札説明書による。					
設立向陽ヶ丘病院告示					
北海道立向陽ヶ丘病院告示第 3 号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成14年 8 月23日 北海道立向陽ヶ丘病院長 高 橋 三 郎 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成14年度において北海道立向陽ヶ丘病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成14年 8 月23日に一般競争入札の公告を行う北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）契約 (2) 資 格 北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務を含む。）の資格（以下「資格」という。） (3) 物品等の種類 北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具類 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成14年 8 月 1 現在において引き続き 2 年以上寝具類の賃貸及び洗濯事業を営んでいること。 (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の14に規定する基準に適合している者であること。 (6) 北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具類を北海道立向陽ヶ丘病院長が指定する日時及び場所に確実に納入できること。 (7) 天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、(5)に該当する者を業務の代行者として確保できること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第 3 条第 1 項第 7 号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2 の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第 3 条第 4 号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年 8 月23日から30日までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先がいずれかに、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 提出先の名称及び所在地 <table><tr><td>北海道立向陽ヶ丘病院</td><td>北海道網走市向陽ヶ丘 1 丁目 5 番 1 号</td></tr><tr><td>北海道保健福祉部道立病院管理室</td><td>北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目</td></tr></table> 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先がいずれかに、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間		北海道立向陽ヶ丘病院	北海道網走市向陽ヶ丘 1 丁目 5 番 1 号	北海道保健福祉部道立病院管理室	北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道立向陽ヶ丘病院	北海道網走市向陽ヶ丘 1 丁目 5 番 1 号				
北海道保健福祉部道立病院管理室	北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目				

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立向陽ヶ丘病院告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年8月23日

北海道立向陽ヶ丘病院長 高 橋 三 郎

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具の借入れに係る1組1日当たりの単価及び北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の病衣の借入れに係る1組1日当たりの単価

イ 数量

調達予定数量 寝具延べ 30,758組

病衣延べ 10,304組

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成14年10月1日から平成15年3月31日まで

(4) 納入場所 北海道立向陽ヶ丘病院

2 入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道立向陽ヶ丘病院告示第3号に規定する北海道立向陽ヶ丘病院の患者等の寝具類の賃借（洗濯業務及び院内搬送業務等を含む。）の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号

北海道立向陽ヶ丘病院

電話番号 0152-43-4138

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号

北海道立向陽ヶ丘病院（郵送による場合は、郵便番号 093-0084

北海道立向陽ヶ丘病院）

(2) 入 札 日 時 平成14年9月2日 午後2時（郵送による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)と同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)と同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 郵便等による入札

(1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。

(2) 電報による入札は認めない。

7 電子入札の可否

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号

北海道立向陽ヶ丘病院

(2) 交 付 方 法

(1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209号第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格であるものを落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立向陽ヶ丘病院

イ 所 在 地 郵便番号 093-0084 北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号

電話番号 0152-43-4138

- (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

道 網 走 土 木 現 業 所 告 示

北海道網走土木現業所告示第 5 号

次のとおり、一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年 8 月23日

北海道網走土木現業所長 猪 俣 茂 樹

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
道道網走公園線 道路改良 (美岬トンネル) 工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成14年 8 月 8 日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 飛島・三井・北野特定建設工事共同企業体
代表者 飛島建設株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区三番町 2 番地
- 4 落札金額
3,964,800,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成14年北海道網走土木現業所告示第 3 号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道網走土木現業所
(2) 所在地 北海道網走市北 7 条西 3 丁目

道 釧 路 土 木 現 業 所 告 示

北海道釧路土木現業所告示第 3 号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年 8 月23日

北海道釧路土木現業所長 宮 川 英 二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 凍結防止剤散布車 (湿式2.5m³級、 4 輪駆動) 1 台
- (2) ローターリ除雪車 (2.2m/2.300 t) 1 台
(ロータリ除雪車 1 台と交換)

2 落札を決定した日

平成14年 7 月25日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社日本除雪機製作所
住 所 札幌市手稲区稲穂 3 条 6 丁目 4 番38号
- (2) 氏 名 株式会社栗林商会
住 所 室蘭市入江町 1 番地19

4 落札金額

- (1) 16,100,000円
- (2) 27,615,000円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成14年北海道釧路土木現業所告示第 1 号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
- (2) 所在地 北海道釧路市双葉町 6 丁目10番

北海道釧路土木現業所告示第 4 号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年 8 月23日

北海道釧路土木現業所長 宮 川 英 二

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
除雪トラック (10 t 級、 6 × 6、 A ・ G ・ 2 W 付 1 台、 S ・ G ・ 2 W 付 1 台及び S ・ G ・ 1 W 付 1 台) 3 台
(除雪トラック 2 台及び除雪グレーダ 1 台と交換)
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成14年 7 月25日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 名 称 北海道三菱ふそう自動車販売株式会社
(2) 所在地 札幌市白石区中央 2 条 1 丁目 1 番93号
- 4 随意契約に係る契約金額

- 82,484,850円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
(2) 所在地 北海道釧路市双葉町6丁目10番

北海道釧路土木現業所告示第5号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年8月23日

北海道釧路土木現業所長 宮 川 英 二

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
道道知床公園羅臼線道路改良（天狗岩トンネル）工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成14年8月7日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 前田・石山・新太平洋特定建設工事共同企業体
代表者 前田建設工業 株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区富士見2丁目10番26号
- 4 落札金額
3,534,300,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成14年北海道釧路土木現業所告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道釧路土木現業所
(2) 所在地 北海道釧路市双葉町6番10号

道立北方建築総合研究所
告 示

北海道立北方建築総合研究所告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達、1994年4月15日ラウケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年8月23日

北海道立北方建築総合研究所長 辻 博 司

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア 人間工学情報解析システム 一式
イ 大型振動実験用データ処理・解析装置 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 限 平成15年1月31日
- (4) 納 入 場 所 北海道立北方建築総合研究所
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。
- (4) 当該物品調達又はこれと同様の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
- (5) 北海道内に本店又は支店（営業所）を有し、当該調達物品に関し、迅速なアフターメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請をしなければならぬ。

- ア 申 請 の 時 期 平成14年8月23日から9月11日まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 078-8801

- 北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

第 1 3 9 3 号

北 海 道 公 報

4	契約条項を示す場所	北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
	北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課	
	電話番号 0166－66－4211	内線 223
	5 入札執行の場所及び日時	
	(1) 入 札 場 所	北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
		北海道立北方建築総合研究所多目的ホール（郵送による場合は、郵便番号 078－8801 北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号 北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課）
	(2) 入 札 日 時	平成14年10月4日 午後1時30分
		（郵送による場合は、平成14年10月3日必着）
	(3) 開 札 場 所	(1)に同じ。
	(4) 開 札 日 時	(2)に同じ。
6	入 札 保 証 金	
	(1) 入札の参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相方額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。	
(2)	入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。	
	7 入札説明書の交付に関する事項	
(1)	交 付 場 所	北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
		北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課
(2)	交 付 方 法	電話番号 0166－66－4211 内線 223
		(1)の場所で交付する。
8	落札者の決定方法	
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。		
9	契約書作成の要否	
10	そ の 他	
	(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い		
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す		

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。		
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。		
(3)	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
ア 名 称	北海道立北方建築総合研究所企画総務部総務課	
イ 所 在 地	郵便番号 078－8801	
	北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号	
	電話番号 0166－66－4211 内線 223	
(4)	契約の手續において使用する言語及び通貨	
	日本語及び日本国通貨	
(5)	この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	
(6)	この入札における入札執行は、公開で行う。	
(7)	詳細は、入札説明書による。	
11	Summary	
A.	Nature and quantity of the products to be procured :	
(a)	A set of ergonomical information analysis system	
(b)	A set of data-processing and data-analyzing equipment for an experiment with a large-sized shaking table	
B.	Date and time for tender : 13 : 30, October 4, 2002	
C.	Contact : General Affairs Division Hokkaido Northern Regional Building Research Institute 1-20, 3 chome, 1 jo, Midorigaokahigashi, Asahikawa, Hokkaido, 078-8801, Japan Phone : 0166-66-4211 Ext. 223	
北海道庁宗谷教育局告示		
北海道教育庁宗谷教育局告示第8号		
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。		
平成14年8月23日		
北海道教育庁宗谷教育局長 及 川 英 夫		
1	落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たり単価）	
	パーソナルコンピュータ 一式 42台×1校（職業科）	
	パーソナルコンピュータ 一式 32台×1校（職業科）	

1	パーソナルコンピュータ	2式	22台×2校（文書処理用）
2	落札を決定した日		
	平成14年8月1日		
3	落札者の氏名及び住所		
	(1) 氏 名	エヌイーシーリース株式会社	代表取締役社長 山本 武彦
	(2) 住 所	東京都港区芝五丁目29番11号	
4	落札金額		
	505,000円		
5	契約の相手方を決定した手続		
	一般競争入札		
6	一般競争入札の公告		
	平成14年北海道教育庁宗谷教育局告示第7号		
7	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地		
	(1) 名 称	北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係	
	(2) 所在地	北海道稚内市末広4丁目2番27号	

道立教育研究所告示

北海道立教育研究所告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年8月23日

北海道立教育研究所長 三 浦 秀 雄

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する物品等の名称及び数量
- ア アクセラレータ 一式 ほか14点
- イ PCサーバ本体 一式 ほか13点
- (2) 調達を要する物品等の仕様等は、入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 限 平成14年9月12日（木）
- (4) 納 入 場 所 北海道立教育研究所附属情報処理教育センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らか

にした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年8月23日から29日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 069-0834 北海道江別市文京台東町42番地

ウ 申請書類の提出先 北海道立教育研究所庶務部庶務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

郵便番号 069-0834 北海道江別市文京台東町42番地

北海道立教育研究所庶務部庶務課

電話番号 011-386-4511 内線 215

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道江別市文京台東町42番地

(1) 入 札 場 所 北海道立教育研究所4階第一講義室（郵送による場合は、郵便番号 069-0834 北海道立教育研究所庶務部庶務課）

(2) 入 札 日 時

ア アクセラレータ 一式 ほか14点 平成14年9月6日（金）午前10時（郵送による場合は、平成14年9月5日までに必着のこと。）

イ PCサーバ本体 一式 ほか13点 平成14年9月6日（金）午前11時（郵送による場合は、平成14年9月5日までに必着のこと。）

(3) 開 札 場 所

(4) 開 札 日 時

6 入 札 保 証 金 (1)に同じ。

(2)に同じ。

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所	北海道江別市文京台東町42番地 北海道立教育研究所庶務部庶務課
(2) 交 付 方 法	(1)の場所で交付する。
8 落 札 者 の 決 定 方 法	財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
9 契 約 書 作 成 の 要 否	
10 そ の 他	(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業

者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免除事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立教育研究所庶務部庶務課
イ 所 在 地 郵便番号 069－0834 北海道江別市文京台東町42番地
電話番号 011－386－4511 内線 215

(4) この公告の内容は予定であり、変更することも有り得る。

(5) この入札の執行は公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

投票事務関係員会告示

北海道選挙管理委員会告示第108号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年8月23日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

（平成14年6月分）

代表者の氏名	会計責任者の氏名	届 出 先
吉 田 進 一	吉 田 幸 子	事 務 局
神 田 登 子 夫	只 野 康 夫	同
栗 谷 川 悠	浅 野 千 恵 子	同
平 野 博 宣	伊 藤 彰 規	同
高 根 舜 治	竹 林 道 代	石狩支所
畑 山 幸 一	上 原 英 章	渡島支所
長 田 剛 隆	江 上 英 年	檜山支所
中 島 剛 和	田 上 正 志	後志支所
伊 澤 幸 信	川 井 英 克	空知支所
原 田 森 成	宮 井 鉄 司	同
鈴 木 昭 成	大 関 英 司	胆振支所
大 石 直 貴	大 橋 一 雄	十勝支所
大 川 時 雄	大 川 時 雄	同

政党の支部であるか否かの別	政 治 団 体 の 名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届 出 先
政 党	自由民主党北海道札幌市白石区第四支部	札幌市白石区平和通3丁目南3番7号	吉 田 進 一	吉 田 幸 子	事 務 局
否	だて忠応厚別連合後援会	同 厚別区厚別南1丁目10－4	神 田 登 子 夫	只 野 康 夫	同
同	ののお知恵子北海道後援会	同 北区北7条西4丁目8－3	栗 谷 川 悠	浅 野 千 恵 子	同
同	藤川まさし後援会	同 中央区北6条西26丁目1番33号	平 野 博 宣	伊 藤 彰 規	同
政 党	自由民主党北海道支部	北広島市美沢3丁目8－6	高 根 舜 治	竹 林 道 代	石狩支所
否	高橋陽子後援会	上磯郡上磯町久根別4－17－11	畑 山 幸 一	上 原 英 章	渡島支所
同	内田東一後援会	瀬棚郡北檜山町字北檜山267番地の1	長 田 剛 隆	江 上 英 年	檜山支所
同	自由民主党余市支部	余市郡余市町港町179番地	中 島 剛 和	田 上 正 志	後志支所
政 否	党 伊沢幸信後援会	岩見沢市7条西4丁目5	伊 澤 幸 信	川 井 英 克	空知支所
同	松本徳一氏を囲む会	雨竜郡秩父別町1298番地の28	原 田 森 成	宮 井 鉄 司	同
同	神戸典臣西胆振連合後援会	虻田郡虻田町入江39－194	鈴 木 昭 成	大 関 英 司	胆振支所
同	方川英一後援会	中川郡本別町美里別19－3	大 石 直 貴	大 橋 一 雄	十勝支所
同	戸田徹後援会	同 北8丁目5	大 川 時 雄	大 川 時 雄	同

北海道選挙管理委員会告示第 109 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す

る。

平成14年8月23日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

(平成14年6月分)

政 治 団 体 の 名 称	異 動 事 項	異 動		内 容	届 出 先
		新	旧		

自由民主党北海道看護連盟支部	代表者の氏名	高 橋 瑛 子	江 副 信 子	事務局
同 大樹支部	主たる事務所の所在地	札幌市中央区北2条西2丁目26番地 道特会館5階	札幌市中央区北2条西2丁目26番地 道特会館7階	同
同 ときわ会支部	代表者の氏名	長 野 隆	永 井 和 夫	同
井上ひさ子後援会	会計責任者の氏名	堺 章 芳 隆	吉 岡 伸 一	同
共同住宅政治連盟	代表者の氏名	藤 井 英 勝	塩 田 計 英 勝	同
同	会計責任者の氏名	美 水 瑛 定	藤 井 副 信 子	同
日本看護連盟北海道支部	代表者の氏名	高 橋 瑛 子	江 吉 岡 伸 一	同
日本共産党札幌手稲区後援会	代表者の氏名	堺 章 芳 隆	吉 岡 伸 一	同
同 西区後援会	代表者の氏名	森 和 章	永 井 和 夫	同
野沢太三北海道連合後援会	代表者の氏名	長 野 隆	林 幸 雄	同
流通センター政治懇話会	同	奈 良 幹 男	亀田郡恵山町字日ノ浜148番地の38	渡島支所
山田忠昭後援会	主たる事務所の所在地	亀田郡恵山町字川上442番地の1	同	同
山田忠昭と連帯する会	同	同 字恵山75番地	同	同
大河昭彦連合後援会	会計責任者の氏名	三 河 義 憲	北 川 哲 宏	空知支所
滝河会	同	同	同	同
谷村孝一後援会	主たる事務所の所在地	美瑛市中村町中央 花井捷明宅	美瑛市中村町南	同
同	代表者の氏名	花 井 捷 明	太 田 昌 嗣	同
北海道石油政治連盟南空知地方支部	会計責任者の氏名	加 藤 優	長 崎 進	同
今津ひろしと市民の会	主たる事務所の所在地	旭川市6条8丁目左2号	旭川市6条8丁目左2号	上川支所
谷口たけし後援会	会計責任者の氏名	乙 竹 勝 康	石 田 一 志	同
自由民主党美幌支部	代表者の氏名	松 本 勝 嗣	中 村 庄 吉 雄	網走支所
同 訓子府支部	同	大 坪 勝 広	西 森 利 午 憲	同
佐川逸雄後援会	同	斉 藤 洋 一	井 塚 田 正 憲	十勝支所
同	会計責任者の氏名	塚 田 英 敏 弘	宮 野 明	同
自由民主党北海道第十三選挙区支部	同	同	同	釧路支所
同 根室支部	主たる事務所の所在地	根室市宝林町3丁目75番地	根室市梅ヶ枝町3丁目29番地	根室支所
根室地方議員連絡協議会	同	同	同	同

